

## 指定介護老人福祉施設の指定効力の一部停止について

松江市は、介護保険法の規定により、以下の指定介護老人福祉施設に対する処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 対象事業者及び事業所概要

事業者	名称	社会福祉法人松江福祉公社
	代表者	理事長 岩田 憲昌
事業所	名称	指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 長命園
	サービス種類	介護老人福祉施設

### 2 処分年月日

令和元年 7 月 8 日

### 3 処分の内容

指定効力の一部停止 1 か月（新規利用者の受入れを停止）

### 4 効力の停止期間

令和元年 8 月 1 日から同年 8 月 31 日までの 1 か月間

### 5 処分の理由

人格尊重義務違反（介護保険法第 9 2 条第 1 項第 4 号）

従業者から入居者に対しての介護・世話の放棄・放任によるもの。

問い合わせ

健康部 介護保険課

給付係

TEL (0852) 55-5934